

若桜町監査告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年12月1日

若桜町監査委員 谷口 秀昭

若桜町監査委員 山本 安雄

記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和3年11月25日（木）にぎわい創出課
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 にぎわい創出課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述等を求めて実施した。
○若桜町產品販売促進業務の委託について
- 4 監査の着眼点 委託料の支出時期及び額は適正か。契約書等関係書類及び各種帳簿は確実に整備されているか。また、それらの内容は適正か。
- 5 監査の結果
 - (1) 上記に関する指摘事項はなし。
 - (2) コロナ禍及び天候不順による農作物の生育や収穫の影響などにより実施期間における事業の検証はし難いと推測するが、生産者等が抱える課題や意見、要望を聞きとるなどして、農業所得の向上、さらには地域の活性化などにも繋がるよう、本事業にとどまらず様々な観点からも全庁一体となって検討を重ねられたい。

以上